

室町幕府御教書の紹介

井上幸治

一、経緯・翻刻・大意

本文書(写真1)は、平成二十五年(二〇一三)六月に、市内古書店より購入したものである。当初より軸装されており、軸箱・紙箱に入られた状態であったが、いずれも古いものではない。なお本紙は、縦二九・四cm、横四二・九cmである。

まずは翻刻文と本文の読み下しを掲げる(句読点は適宜補った)。

〔翻刻〕

大草三郎公範申贄殿御料所駿河国土狩
田尻両郷小坂村等事、申状如此。於浅間造管者、
任先例、有限本役致沙汰之刻、於増田教懸段
銭、称棟別徳銭責取之間、日別要脚失墜云々。
早為諸公事御免地之上者、可糺返料足以下
追捕物。次水窪村為土狩内本役沙汰之処、
号別納濫責、太無謂。彼是止其妨可全御料所
所務之旨、可相触之由、所被仰下也。仍執達
如件。

応永十八年十一月十日 沙弥(花押)

斎藤左衛門大夫殿

〔本文読み下し〕

大草三郎公範申す、贄殿御料所駿河国土狩・田尻両郷・小坂村等の事、申し状かくのごとし。浅間造管においては、先例に任せ、限りある本役沙汰をいたすの刻、増せし田数に段銭を懸け、棟別徳銭と称して責め取るの間、日別の要脚失墜すと云々。早く、諸公事御免の地たるの上は、料足以下の追捕物を糺し返すべし。次いで水窪村は土狩内として本役沙汰するの処、別納と号して濫責す。太だ謂れなし。彼はその妨を止め、御料所所務を全うすべきの旨、相触るべきの由、仰せ下ださるる所なり。仍つて執達件のごとし。

〔本文大意〕

本文書に据えられた花押は畠山満家(応安五年生〜永享五年歿)のものであり、満家は応永十八年(一四一一)当時、室町幕府管領をつとめている(在任は応永十七年六月〜同十九年二月)。また本文末尾の書き止め文言は、「所被仰下也。仍執達如件」となっており、奉書であることを示している。これらのことから、本文書は「室町幕府御教書」(または室町將軍家御教書・管領畠山満家奉書)であることがわかる。なお当時の幕府將軍は、足利義持(至徳三年生〜正長元年歿、將軍在任は応永元年十二月〜同卅年三月)である。

本文書には、贄殿御料所に関する二つの事柄が記されている。一つは、駿河国土狩郷・田尻郷・小坂村の問題である。これらには、浅間

社造営を目的とする段銭が賦課された。しかし基準となる田数を過大に設定していたため、賦課した額が多すぎた。その結果、本来の贄殿御料所としてのつとめも充分に果たせなくなったと大草公範が申し出ている。これに対して管領畠山は、土狩などの地は諸公事御免の地なので、段銭を全額返却しようという將軍の命を伝達している。二点目は、土狩郷の一部である水窪村が、「別納」を主張していることである。これについて管領畠山は、「別納」は認められないので、水窪村に贄殿御料所としてのつとめを果たすようという將軍の命を伝達している。

このように本文書は、駿河国に所在する贄殿御料所の経営に関する文書であり、將軍足利義持の意向を管領畠山満家が伝達しているものである。

二、大草氏について

大草氏は、三河国額田郡大草郷（愛知県額田郡幸田町）を出身地とする。南北朝期より活動が確認でき、正平三年（一三四八）には四条駿合戦で高師直軍の先陣を駆け、大草三郎左衛門が討死している^{註1}。その後は足利氏にしたがい、大草弥九郎公重・大草孫十郎公顕・大草持継といった名が知られ、早くから在京して活動していたようだ。

応永年間に入ると大草氏は、將軍家庖丁士としてあらわれる^{註2}。大草流は祝方の庖丁士で、將軍家で祝い事があった際にその膳などを調達した。大草流は大草公次を祖としているが、史料上で確認できる初めは、本文書にあらわれる大草三郎左衛門尉公範である。公範は、応永卅一年（一四二四）二月に、將軍の御前で白鳥・鯉をさばっている^{註3}。

その後、大草氏は康正二年（一四五六）までは三河とのつながりを保っているが、以後は三河とのかわりを見いだせなくなる^{註4}。

三河から離れた大草氏は、幕府奉公衆として活動するようになる^{註5}。足利義政の時代に編さんされたと考えられている「見聞諸家紋」には、「大草伊賀守公延」の名が見えるが、そこには「二番」と肩書きされており、幕府奉公衆となつていことがわかる^{註6}。奉公衆としての活動は継続して確認でき、大草公友は長享元年（一四八七）に、足利義尚にしたがつて近江へ出陣している^{註7}。

このころには大草氏は、若狭の人物として把握されている。大草公友は、文明年間（一四六九～八七）に若狭青郷代官職の収入を質にして借錢をしていたことが知られ、若狭国青郷（大飯郡・遠敷郡、福井県大飯郡高浜町を中心に、小浜市・京都府舞鶴市にも及ぶ）を拠点に活動していたことがうかがえる^{註8}。大草氏は、三河との関係を断ち切り、在京して奉公衆として活動するとともに、若狭国西部へその本拠地を移したのであろう。將軍家庖丁士・幕府奉公衆として在京して奉仕するためには、三河よりも都に近い若狭を本拠とした方が活動しやすいと判断したものと考えられる。

なお大草氏はその後も足利氏に仕え^{註9}、末裔は江戸幕府旗本となつて^{註10}いる^{註11}。

三、内容の考察

本文書から明らかにできる点を二つあげておく。

1 贄殿

一つは、贄殿御料所に大草氏がかかわっていたことを確認できる点である。

贄殿の「贄」とは、毎日の食事に用いる材料のことをさしている。贄殿とは、毎日の食事をととのえる組織であり、天皇家や摂関家、さらには将軍家で設置されていた。大草氏が関与していることから、本文書の「贄殿」は将軍家のものであろうと推測できる。なお贄殿御料所とは、贄殿で必要な財源を負担していることを意味しており、必ずしも、その地で生産された生鮮食料品が、贄殿で用いられたわけではない。

大草氏が将軍家の厨房にかかわっており、鳥・魚をさばいて調進していたことは既に知られていた。若狭国青郷は、元來は王家領であったが、御散飯をつとめるための料所として、郷内の「をくるい（小黒飯）」だけを筑前多々良浜合戦の後に足利尊氏が与えられ、上洛後に青郷全体を与えられたという。^{註12} 大草氏が青郷代官職を有したのも、そのゆえであった。

なお若狭青郷では、平安時代に宮内省へ贄を納めていたことが知られている。^{註13} その地が中世まで引き継がれ、王家（北朝）より足利家に与えられ、贄殿御料所となったのである。本文書のかかわる駿河国も、平安期には甘子・甘葛煎を例貢御贄として貢進している。^{註14} 本文書にあられる地域が、贄を貢進していたことは確認できないが、青郷同様、

もともと贄を貢進していた地域が、足利家に贄殿御料所として与えられた可能性が考えられる。

なお本文書にあらわれる御料所は、いずれも駿河国（静岡県）であり、同国内の東西二地区に分かれている。一つは、駿河国の西端海岸沿いであり、益津郡田尻郷（焼津市）・有度郡小坂村（静岡市駿河区）が該当する。そしてもう一つは、駿河東端の駿東郡であり、土狩郷（長泉町）・水窪村（裾野市）である。支配の便宜を考え、駿河国内でも比較的近いところにまとめたのかもしれない。

これらの所領の内、田尻郷については、応永十一年十二月に下地を沙汰附けられたことがわかっている。^{註15} 文明十三年（一四八一）までは支配を維持している。しかし以外の所領については、本史料以外は管見に入らず、文明以後にいたっては、大草氏が駿河の所領にかかわった痕跡を見いだせない。先にも触れたように、文明年間ごろより大草氏は、拠点を三河から若狭に移している。そのため、駿河の御料所は支配がむずかしくなり、放棄されたのだろう。一方、若狭の所領については、^{註17} その後も大草氏は権利を主張している。

2 守護今川と宛先齋藤

本文書における注目点として、宛先もあげておこう。本文書の宛先は、齋藤左衛門大夫となっているが、これは齋藤基春のことと考えて間違いない。基春は、応永十七〜十八年（一四一〇〜一一）に活動を認める室町幕府の奉行人である。本文書では、將軍足利義持の命令を、管領畠山満家が奉者となって奉行人齋藤基春へ伝達しているのである。

駿河国内の所領支配であるから、遵行は守護・守護代が行なったと

考えるのが妥当のように思える。そうであれば、宛先は駿河守護でなければならぬ。駿河守護職は、当時は今川氏が伝えていた。しかし、今川泰範が応永十六年に歿しており、後嗣となった今川範政の活動は、応永二十年を初見としている。それゆえこの文書が作成された当時は、守護不在であった可能性がある。また内容からすると、浅間社造営を名目に徴収した段銭の返却が命じられている。この徴収に奉行人がかわっていたのであれば、奉行人が宛先となっている理由も理解しやすい。ただし詳細はわからない。

宛先が奉行人となっていることは、守護不在というイレギュラーな状態における対応か、奉行人が段銭徴収にかかわったと考えればよいかもしれない。または、奉行人から大草へ命が伝えられるなど、贄殿御料所の慣例であったのかもしれない。

なお奉行人が宛先となっている同様の文書としては、暦応三年(一三四〇)八月十八日付室町幕府引付頭人奉書がある程度で、^{註18}あまり他例がないようだ。

これで本文書の紹介・考察を終える。不十分このうえなく、拙いものではあるが、諸賢兄の研究に少しでも活用いただければ幸甚である。

【註】

註1 『太平記』巻第二十六。なお大草氏については、『福井県史通史編2中世』(福井県、一九九四年)第三章第三節二のほか、『愛知県の地名』『福井県の地名』(ともに平凡社)、『角川日本地名大辞典18福井県』『角川日本地名大辞典23愛知県』(ともに角川書店)などを参考にした。

註2 『国史大辞典』2(吉川弘文館)「おおくさりゅう 大草流」項。

註3 「花宮三代記」応永卅一年二月十一日条。「同」応永廿八年正月二日条の「大草」も公範だろう。

註4 「康正二年造内裏段銭并国役引付」(『群書類従』第二八輯)。

註5 大草氏が若狭国に拠点を移すと、三河大草は西郷氏が拠点とし、さらに松平氏が勢力を伸ばした(大草松平)。

註6 福田豊彦「室町幕府と国人一揆」(吉川弘文館、一九九五年)九七頁。「永享以来御番帳」(『文安年中御番帳』)ともに『群書類従』第二九輯)には大草氏を見いだせない。

註7 「見聞諸家紋」(『群書類従』第二三輯)。大草氏は、以後も奉公衆二番に属している。

註8 「常徳院御動座當時在陣衆着到」(『群書類従』第二九輯)。

註9 「政所賦銘引付」(桑山浩然編「室町幕府引付史料集成」上、近藤出版社、一九八〇年)文明十五年八月二日付、文明十九年十二月八日付。また「賦引付」(桑山浩然編「室町幕府引付史料集成」下、近藤出版社、一九八六年)文明十三年八月十六日付もある。

註10 「光源院殿御元服記」(『群書類従』第二二輯)、「朝倉亭御成記」(『群書類従』第二二輯)、「永祿六年諸役人附」(『群書類従』第二九輯)など。

註11 「寛政重修諸家譜」巻第一六一六。足利義輝に仕えた大草公重(三河守)を祖としている。公広のことと思われる。

註12 「御散飯供養調進次第」(『統群書類従』第二三輯下)。原文には「春郷」とあるが、「青郷」の誤りであろう。また小黒飯の裏山には難波江城があり、大草氏の拠点となっていたという(『福井県の地名』平凡社、一九八一年)。

註13 「平城宮木簡」1・2。青郷は、「たひ餅」「胎貝」などを納めていた。

註14 「延喜式」巻三一宮内省(諸国所進御贄)。

註15 『静岡県史』資料編六 中世二(静岡県、一九九二年)六四七頁(古文書集)。また応永廿五年にも安堵されている(『同書』七七七頁、古文書集・足利將軍家御内書并奉書留)。

註16 桑山浩然編「室町幕府引付史料集成」下(前掲)の内閣文庫「賦引付」文明十三年八月廿五日付。

註17 「大館常興日記」天文七年(一五三八)九月四・五日、廿三日条、天文十年二月廿

註18

七日条、同年八月廿五日条など。

『南北朝遺文 中国・四国編』九八八号（加賀前田家所蔵文書）。本史料の所在は、田中誠氏（立命館大学大学院生・日本学術振興会特別研究員）のご教授による。記して謝意に代えたい。

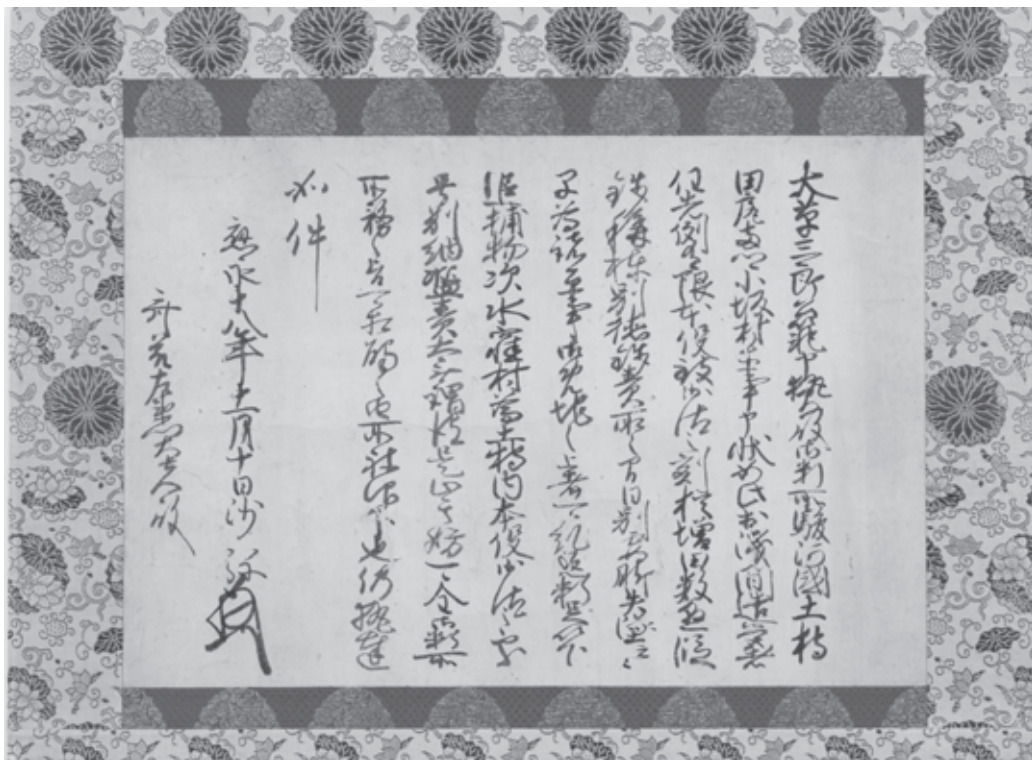


写真1 室町幕府御教書